

発行：北出経営労務事務所
〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルティル203号室
TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480
発行日：2012年9月1日

今月のことば●すべては経営者次第

良い会社、悪い会社はない。

あるのは良い経営者と悪い経営者だけである。

暦の上では秋ですが、まだまだ暑い日が続きますね(´_`)とは言うものの、朝一番に事務所にいった時のモワッとした暑さが少し和らいだような気がします(笑)

実りの秋と言いますが、弊所でも、野菜のお裾分けをたくさん頂きます♪
大切に育てた野菜を頂くというのは、育てた方の時間や労力、気持ちを頂くと
いう事ですので、すごく有難いことだとしみじみ感じます(*^_^*)



さて、話は変わりますが、「職場の教養」という小冊子があります。この小冊子には、1日1話、
ためになる話が掲載されていて、弊所では、朝礼時にその日の分の話を読み上げています(*^_^*)
中には自分の事を言われているようで、耳が痛い話もありますが、真摯に受け止め、反省すべき点
は反省し、改善していきたいと思えます♪小冊子は事務所に置いてありますので、興味のある方は、遠慮なくお持ち帰りください♪
なかなかおもしろいですよ(*^_^*)

(高間)



御社の新入社員を更にパワーアップさせませんか？

セミナー案内

2012年新入社員フォローアップ研修

貴重な新戦力の気持ちを引き締め、職場への定着を図るためには、今一度社会人としての意識を徹底させ、経験から得た自分の課題に正面から取り組ませることが効果的です。
入社半年後のフォローアップで今後の仕事に対する意識向上を図ります。

◆セミナー内容◆

社会人として飛躍するコツの習得

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ①成功体験と失敗体験を活かす | ④上司へのメッセージ |
| ②自分を知る(エゴグラム) | ⑤目標の再確認及び目標の再設定・発表 |
| ③成果が上がる時間管理の方法を学ぶ | ⑥プロとアマの違い |

◆開催要項◆

日時：2012年9月26日(水) 9:00~12:00

会場：福井県自治会館202・203研修室
(福井市西開発4丁目202番地1 バードグリーンホテル横)

講師：北出経営労務事務所 代表 北出慎吾

費用：お一人様6,300円(税込)

(ただし、3月開催の新入社員研修に参加された方はお一人様5,250円)
テキスト代含む。

対象：新入社員の方、入社2年目ぐらいまでの方

定員：30名

セミナー内容の詳細、お申し込みは
<http://kk-r-group.com/seminar>まで

事業主様、教育ご担当者様に研修内容を
ファイリングして
お渡しいたします。

大好評!



《講師プロフィール》 北出慎吾(きたでしんご)

特定社会保険労務士/人事コンサルタント

1976年福井県福井市生まれ。「中小企業を元気にする」を使命に掲げ、経営者サイドに立った社労士として、従業員数1名から700名規模の中小企業に特化した経営・人事コンサルティング、社会保険労務士業務を展開し、強い会社をつくるための人事制度、就業規則の作成、モチベーションアップの社員研修、ビジョン・行動指針づくりなど、経営者から高い評価を得て業績アップに貢献している。考える社員の育成、ビジネスマナーを中心とした新入社員研修は、延べ280人が参加している。
著書：「行列のできる社労士事務所の作り方」(2011年ばる出版)
福井県商工会議所エキスパートバンク専門相談員、福井産業支援センター専門相談員。
ゲンキー株式会社現外部監査役。

けいえい ろうむ 相談室

「社員のS君が現場でけがをしました…」と事務所に電話連絡がはりました。どうやら1週間程入院することになるようです。



前回は事故後の対応についてお聞きしましたが、その他会社はどのような補償をすることになりますか。

前月の事務所ニュースで、業務中にケガや病気が起きた場合の対応について確認しました。では、その後の流れについてみていきましょう。

1分間ろうむスタディ



★…労働基準法第75条に「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければなりません。」と定められています。

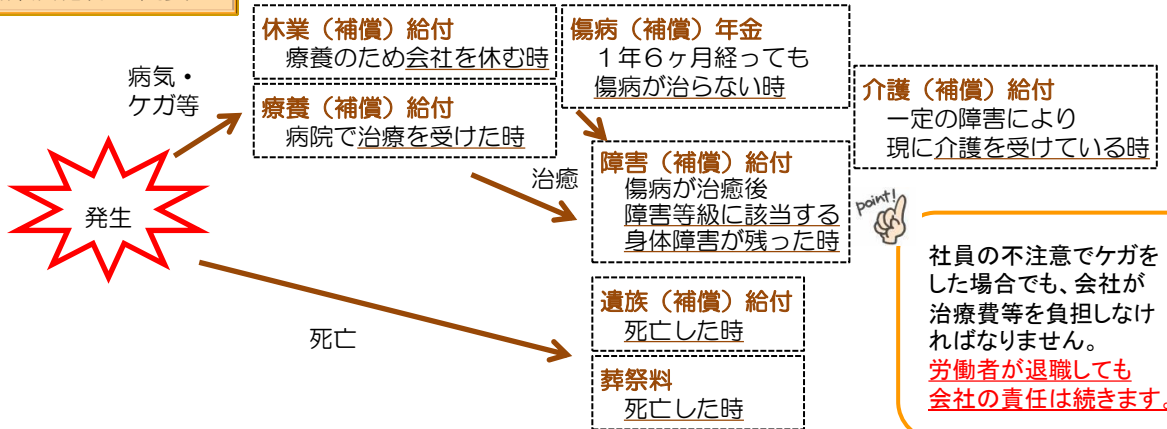
■ ■ 業務中の事故の補償は？ ■ ■

労働者が業務中にケガや病気をした場合、会社は治療費や休業補償などの必要な補償を行わなければなりません(★)。

しかし、場合によっては、会社で負担できないほどの高額な補償になることもあります。

その際に会社に代わり労働者に補償する制度が労災保険(正式には労働者災害補償保険という。)です。ケガや病気をした労働者は下記のような給付を受けることができます。ただし、会社が全額補償する場合は除きます。

労災保険給付の概要



■ ■ 業務中にケガ・病気が起きたことにより、労災保険料はどうなるの？ ■ ■

会社が、毎年労災保険料を納めることにより、業務中にケガ・病気が起きたとき、労災保険から給付を受けることができます。労災保険料の金額は、労働者の賃金と労災保険料率で計算します。この労災保険料率は業種ごとに決められており、基本的に労災保険料率は変わりません。ただし、メリット制に該当する会社は労災保険料率が増減します。



メリット制？

メリット制かどうかはどうしたら分かるの？

メリット制とは、一定規模以上の会社で、個々の事業所ごと過去3年間に発生した給付の金額に応じて労災保険料率を増減することだよ。

労働保険料の年度更新申告書とともに「労災保険率決定通知書」が会社に届くんだよ。特に届出をする必要はないから安心して。なお、労働者が少ない会社、会社が全額労災補償をする場合はメリット制は関係しないんだよ。詳しくは個別に教えるね。



♥♥♥ 社労士さとうのワンポイントアドバイス ♥♥♥



メリット制により労災保険料率が変わるので、一般的に業務中にケガや病気が起きると労災保険料が上がるとわれています。(このことが「労災隠し」の理由のひとつになっています。)でも、事故が起きたことにより労災保険料が上がることを気にするのではなく、同じような事故が起きないように安全面に配慮することが大切です。

新たなコミュニケーション手段として、また企業戦略としても注目を集めているSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）。しかし利用者の激増と相まって、労務的なトラブルも増加してきています。SNSは個人で利用するサービスですが、会社が巻き込まれることも決して珍しくありません。SNSで会社を守る方法も検討してみましょう。

■ ■ 気軽に発信できるがゆえにトラブルも多い ■ ■

SNSはインターネットの専門的な知識が無くても、気軽に参加でき、携帯電話やスマートフォンなどで気軽に「自分の言葉」を発信できることが、魅力となっています。

ところが、この「気軽に」ということが災いして、大事な情報や心無い一言を発信してしまい、大きなトラブルを引き起こすことが増えています。

「あくまでもプライベート」と主張する方もいらっしゃいますが、「個人」の問題では済まなくなってきているケースもあるのです。

◆ トラブル事例 ◆



2011.1.11

男性スポーツ選手と女性タレントのデートをホテル飲食店従業員が **twitter** で暴露。総支配人が謝罪コメント。

2012.2.17

牛丼チェーン店の店員が「肉鍋に汚物投入」とツイートし、**批難殺到**。会社ホームページ上で謝罪。

2012.2.14

奈良県の総務部長（40代男性）がフェイスブックで、ある新聞記事を批判。県民に「**新聞に抗議・不買運動しましょう**」と呼び掛けため、**問題化**。



2011.9.10

航空管制官が外国要人の搭乗する航空機の飛行計画をブログで公表。**機密漏洩事案**として国土交通省が調査。

上記の事例では、会社のトップや責任者の謝罪、下手をすると大きな損害に発展するという事態も考えられます。

会社によってはSNSの利用を促進していることも多いと思いますが、会社を守るために最低限の規制が必要となります。場合によっては先に挙げたホテルのような業種では、会社の信用を守るためにやむを得ず、厳しい処分を下すことにもなります。

◆ 大事なことは発生させないこと ◆

問題点として挙げられるのは、「**流したらどうなるのか。**」という**発信側の問題意識が低いこと**です。不特定の人に見られている危険性を認識していない、簡単に書き込めるなどから、会社の情報や法律違反をしていることを安易に流してしまう傾向にあるようです。

モラル的なことで防げる問題ですが、会社としての教育や規定を再度見直してみましょう。



POINT



- 1.入社時にSNSの利用に関する誓約書を記載してもらう。
- 2.SNS利用に関する教育を行う。
- 3.就業規則などに制約事項を設ける。
 - ①従業員として自覚と責任を持った発信を行うこと
 - ②他者の個人情報や許可なく発信しないこと
 - ③他者を誹謗・中傷する発信をしないこと
 - ④職務上、知り得る情報を許可なく発信しないこと
 - ⑤モラルに違反する内容を発信しないこと
- 4.違反した場合の懲罰に関する規定を記載しておく。
禁止事項に該当する事実が認められた場合は、就業規則第〇条に基づき懲戒処分を行う

本人だと特定されなかった発言でも、交友関係から特定されることもありますので気を付けましょう。



☎ 0776 (58) 2470
北出経営労務事務所
担当：北出まで

9月のおしらせ

お彼岸と言えば「おはぎ」ですね。地域によっては「ぼた餅」とも呼びますが、この二つは同じものなんです。漢字で書くと「お萩」と「牡丹餅」。小豆の粒を萩の花に見立てて「お萩」、牡丹の花に見立てて「牡丹餅」と呼んだのです。ですから、厳密に言うと春は「ぼた餅」、秋は「おはぎ」ということですね。

まめ知識



障害者の法定雇用率が引き上げられます。

平成25年4月1日より、障害者の法定雇用率が現状の1.8%から2.0%に引き上げられます。これにより、常時雇用する労働者数が50人以上の事業所（現状では56人以上）は、障害者を一人雇用することや以下のことが義務付けられます。

- ①毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告すること
※この報告をしない場合・虚偽の報告をした場合は、30万円以下の罰金の対象となります。
- ②障害者雇用推進者を選任するように努めること

最低賃金が引き上げられます。

福井県の現在の地域別最低賃金は684円です。これが10月からは4円引き上げられ、688円になる予定です。

保険料が変わります。

厚生年金保険の保険料率が、平成24年9月分（同年10月納付分）から、0.354%（坑内員・船員は0.248%）引き上げられます。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は、平成24年9月分（同年10月納付分）の保険料を計算する際の基礎となります。10月支給の給与から変更となりますのでご注意ください。保険料額表はこちら

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=1982>



所長 北出慎吾

夏の甲子園が盛り上がっています。この編集後記を書いているときは甲子園ベスト16が出揃ったところです。今年、深紅の優勝旗を持って帰るのはどの高校か。今から目が離せません！！やはり、高校野球はいつみてもいいものです。ご存知の方も多いかわかりませんが、実はわたくし元高校球児です。5厘刈りのツルツル頭で白球を追いかけていました（笑）。中学校から6年間ずっと丸刈りでしたから、自分なりに結構似合っていたと思いますよ（笑）。当時の丸刈りの写真を見たい方はメッセージ下さい！

昨年掘ったサツマイモが何故か1個ずっと冷蔵庫の上に放置されていました。で当然、芽が伸びてきました。そしてある日、天井につかえました。この後どうなるのかな〜、と興味深く見守っていたら、1週間後ぐらいに自分で方向転換をして横にグーンと伸びてきました(@_@)!! その後もさらに放置。芽の茎が重たいのか、茎が下に下がってきました。それでもさらに放置（笑）。ついに私の頭につかえるところまで芽が下がってきた(*_*)そして邪魔になる…。その後どうなるかは母のみぞ知る…です。



佐藤早智代



高間亜希

先日、家の大掃除をしました。掃除をすると本当に色々な物が出てきますよね(*^_^*) 押入れを片づけていたら、息子の保育所の時の作品なんかが出てきてしみじみと眺めたり、昔のアルバムを見つけて「ああ〜こんな時もあったなあ」と感傷に浸ったり(笑)そんな事ばかりしていたせい、掃除をしていたはずなのにちっとも片付きませんでした(・_・;)けど、個人的にはすごく楽しかったです(笑)次はきちんと掃除に専念します(*^_^*)

私は普段はコンタクトなのですが、先日数年ぶりにメガネを新調しました(*^_^*) メガネって、見た感じとかけた感じでは全く違うし、ちょっとのデザインの違いでも印象はがらりと変わるし…奥が深いです。洋服を買うよりも慎重になりますね(^_^;)今回は、友人やお店の人の助言をもらい、お気に入りの一つを手に入れることができました(^_^)v自分の思っている印象と、他の人から見た印象もちがっていたりして、おもしろいですね。



橋本友美